

平成13年度第4回岐阜県事業評価監視委員会議事概要書

平成13年8月2日(木)

13:15~16:30

全建総連厚生会館 5階大会議室

開会の挨拶 (鈴木工事検査課長)

議 事

1 議事概要書署名委員の指名

・委員長より、永瀬久光委員、福富玲子委員、森川正昭委員を署名委員として指名。

2 再評価実施箇所の詳細説明及び審議(道路事業[道路建設課所管分])

・再評価箇所 公共道路改築事業(国道157号 日当・平野バイパス)

・説明者 竹山参事兼道路建設課長

〈審議内容〉

Q)用地買収に反対されている理由は何か。

A)1つは、1号橋橋台付近に2筆あり、1筆は共有地であり任意交渉により、用地買収が可能と考えており、もう1筆は相続の問題で、一部の相続人と連絡がとれず、用地買収が困難となっている。

二つ目は、トンネル坑口付近で、昔からのわだかまりから用地買収に反対している。

意見)歩行者や自転車が保護されるような道路整備をお願いしたい。

〈審議結果〉

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針を了承する。

3 再評価実施箇所の詳細説明及び審議(治山事業[治山林道課所管分])

・再評価箇所 地域防災対策総合治山事業(春日村六合地区)

地域防災対策総合治山事業(高山市岩井谷地区)

復旧治山事業(中津川市前山地区)

・説明者 石澤治山林道課長

〈審議内容〉

治山-1

Q)広い工区のなかで六合地区を現地調査させていただきましたが、選定した理由はあるか。

A)日程的な時間の問題と交通事情の関係から代表的なものを選定しました。

Q)現地にあった道路はどこかへつながるか。

A)調査箇所から集落までは村道ですが、集落から先は将来林道を久瀬村へつなげる計画があります。

Q)現地調査の際に、奥にある集落(40戸、100人)の生活道路として必要と説明を受けましたが、将来的には住んでいる方も便利なところに移住される可能性もあり、事業効果が少ないのではと思われませんか。

A)現在、土地、家屋を持って生活されて見える方があり、治山事業としては、生命、財産を守るために必要な事業であると考えています。

Q)別のアクセスする道路をつけられないのか。

A)別の沢沿いの道を整備しています。

意見)危険なところに住んで見える人を守ることも大切だと思うが、安全なところに移り住んでいただく等、県としてより良き方法を考えなければいけないのではないのか。

治山-3

Q)荒廃地が形成された原因はなにか。

A)昭和7年の災害の時には、すでに堆積していた土砂が、降雨により土石流となっています。花崗岩を主体とした地質であり、非常に崩壊しやすく、林道等の人工的な要因ではなく、自然に崩壊が発生し荒廃地が形成されています。

Q)人家等は周辺にあるのか。

A)近くにはありませんが、下流域に中津川市街地があり、過去に土石流が中央道付近まで到達して災害を受けています。

〈審議結果〉

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針を了承する。

4 再評価実施箇所の詳細説明及び審議(林道事業[治山林道課所管分])

- ・再評価箇所 森林保全整備事業[林道開設 普通](時山・多賀線)
森林保全整備事業[林道開設 広域](尾城山線)
ふるさと林道緊急整備事業(和良・明宝線)

・説明者 石澤治山林道課長

〈審議内容〉

- Q) 道路を整備するに当たり、優先順位を考慮して整備する必要があるのではないか。1日に何台通るかわからないようなところにお金を掛ける必要があるのか。
- A) 経済効果を考慮して整備を実施しています。
- Q) 一般の方は、その道路が国道なのか、林道なのか関係なく利用している。しかし、歩道が無く、歩行者等の利用が考えられていないように思われる。これからは、楽しく安全に歩ける道路を整備することも考えて欲しい。
- A) 単に車が走る道路ではなく、安全性、環境等も考慮した整備を進めていきたい。
- Q) 費用対効果の項目が各資料で異なっているが、費用対効果の項目を選ぶルールはあるのか。
- A) 木材生産増進効果、造林経費縮減効果等の共通の項目であり、そのうち、主たる項目を記載しました。

林道-5

- Q) 滋賀県側の工事は完了しているのか。
- A) 完了しています。

林道-7

- Q) 長期の計画となっているが、また5年後に再評価を実施するのか。実施するなら、今回の効果とは、違った形での効果の報告を検討しているのか。
- A) 社会情勢の変化等を踏まえた再評価を実施していきます。
- Q) 3町村をまたぐような長期的な事業では、少しでも早く効果をあげられるよう整備をしていただきたい。
- A) 早く効果が上げられるよう努力します。

〈審議結果〉

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針を了承する。

- ・再評価箇所 森林保全整備事業[林道開設 普通](椿野・はじかみ線)
- ・説明者 江崎美山町産業課課長補佐
- ・再評価箇所 森林保全整備事業[林道開設 普通](下土線)
- ・説明者 松井関ヶ原町産業課長
- ・再評価箇所 森林保全整備事業[林道開設 普通](今村線)
- ・説明者 桑原国府町農林商工課課長補佐兼林務地積係長

〈審議内容〉

森林保全-1

- Q) 森林リクリエーションへの効果という説明があったが資料の写真では、歩く人のスペース等が無いと思う、また排水等についてはなにか考慮しているのか。
- A) 排水は、通称ガッターと呼ばれる形式となっています。また路面は排水を考慮して勾配がつけてあります。
- Q) 歩く空間はあるのか。
- A) 事業の主目的が森林開発であり、歩行者は路側の部分を利用していただくこととなります。
- Q) 山の中に入って行く遊歩道等の計画はあるのか。
- A) 周辺にある城山等への遊歩道整備計画があります。
- Q) 待避所はあるのか。
- A) 500m毎に一箇所程度設置しています。
- Q) 完成すれば大型車が進入してくると考えられるが。
- A) 大型車のすれ違いは困難だと考えられます。
- Q) 白線から外の部分は傾斜もあり、車道と歩道の区分も明確でなく、歩行者にとって非常に危険な状態なので、歩行者が想定される場合は、歩行者の安全を配慮した計画とならないのか。
- A) 林道は、国の定めた林道規程に基づき設計されており、自動車の通行を中心に考えています。

林道事業全般

- Q) 林道事業について、指針等に従って整備していくことはわかるが、地域のニーズが変わってきている。指針等との矛盾を生じていると思うが、そういった矛盾を各県から国にあげていくことはできないのか。
- A) 毎年、林野庁では各県からの要望等を聴く会議を行っています。
また、森林林業基本法等の改定が行われており、そういった地域のニーズ等が反映されるよう要望していきたい。

〈審議結果〉

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針を了承する。

5 審議内容とりまとめ

本日審議した再評価実施箇所については、事業主体の対応方針を了承する。

閉会の挨拶（澤田基盤整備部参事）